

水道料金の 値上げは撤回を



問 岡田町長は、町民の経済状態が厳しさを増しているときに、水道料金値上げの議案を提出しているが、やつてはならない選択だ。次のことを行つて値上げを回避すべきだと思うがどうか。

①高金利の企業債の借り換

えによって、年間8千万円を超える企業債利息の低減に努めること。

②漏水をなくすと同時に、年間32万トンを超える漏水分約2千200万円と、必要水量より約3千トン多く買っている受水費約3千600万円まで、水道料金に上乗せすべきではない。

③高料金対策として多くの自治体でしているように、一般会計からの繰り入れを行つて、全国平均の二倍にもなる水道料金の値上げはやめるべきだ。

また、合併による財政効果によつて、公共料金など住民負担の抑制が可能に

なると説明していた。この財政効果を生かして、当分の間公共料金は引き上げるべきではない。

滞納者が増えていることを考え、値上げの有無にかかわらず、低所得者の減免制度を作るべきと思うがどうか。

①過去に借り入れし

た5%以上の高金利の町債について借り換えを実施するため、その前提条件となる、公営企業経営健全計画

を承認され次第、借り換えを行う。効果額は、4,474万7千円が見込まれる。

②漏水の早期発見には万全

を期し、経費の削減に努めているが、水道事業は地方

公営企業法に基づく企業会計での運営であり、水道事業に必要な経費は経営に伴

う収入、すなわち水道料金をもつて充てる独立採算を作ること。

り、漏水に係わる受水経費は受益者負担とする。

十勝中部広域水道企業団の構成団体である1市4町

度人口推計等から責任水量を決定している。今後も、受益者負担の原則で経営していく。

③一般会計からの繰り入れ

は、水道事業が地方公営企業法の適用を受ける事業であり、水道供給というサービスはすべての住民が同量

の恩恵を受けず、サービスの度合いに応じてこれに要する費用を負担することが公平の原則と考え、料金改定を行わず損失補填を一般

町財政健全化推進プラン」

は、水道事業が地方公営企業法の適用を受ける事業であり、水道供給というサービスはすべての住民が同量

の恩恵を受けず、サービスの度合いに応じてこれに要する費用を負担することが公平の原則と考え、料金改定を行わず損失補填を一般

町財政健全化推進プラン」を作成した厳しい財政状況の中で、全世帯を対象とした減免制度を作ることは極めて困難な状況にあるが、幕別町使用料等審議会答申の付帯意見として福祉助成制度に取り組むべきとの意見もあり、現在検討している。

③政府に「50日分」復活と相当分」に改正になり、当分の間「40日相当分」となっている。

この法律の改正に対し、「50日相当分」から「30日相当分」に改正になり、当分の間「40日相当分」とな

っている。

この法律の改正に対し、「50日相当分」の復活は難しく、現在確保されている

ことが最優先課題であり、

町村会や関係機関と連携し

ること。

①冬期間の仕事の確保については、これまで、

町として、単独費で市街地の通学路の除雪作業、主道路の春先の清掃業務な

会計、いわゆる税金で賄うのは、サービスの提供を受けることになり、公平の原則に反することから、料金改定をしたい。

②無利子貸付金制度の創設は難しいが、現状の勤労者は福祉資金の制度の中で、支援ができないか検討したい。

③建設業を中心とした北海道の季節労働者にとって生活を守る上で大変重要な特例一時金は、雇用保険法の改正により、給付基準が

「50日相当分」から「30日相当分」に改正になり、当

分の間「40日相当分」とな

っている。

この法律の改正に対し、「50日相当分」を継続させ

ることが最優先課題であり、

町村会や関係機関と連携し

対応したい。

季節労働者の雇用と生活援助について

問 季節労働者は、冬季技能講習の廃止と特例一時金の20%カットなど、厳しい状況におかれている。次の点で努力を。

①町として仕事の確保の手立てを尽くすこと。

②無利子の貸付金制度を作

①冬期間の仕事の確保については、これまで、

町として、単独費で市街地の通学路の除雪作業、主道路の春先の清掃業務な

どを実施してきた。

今年度はこれらに加え、

新たな作業として、町道の路肩に生えている支障木を伐採する仕事が加えられない

か検討している。